

別表六の二(五)
「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(五) 令二・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書			連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)							
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	税	(7) > 8 % の 場 合		10	
			額	$\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$			
控除対象試験研究費の額の合計額	2		控	(7) ≤ 8 % の 場 合		11	
同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額			除	$\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$			
			割	(5) = 0 の 場 合		12	0.085
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		合	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率		13	
			の	$((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$			
			計	(0.1を超える場合は0.1)			
控除対象試験研究費の額の合計額の計算 (2) + (3)	4		算	税 額 控 除 割 合		14	
				$((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) \times (13)$			
				(小数点以下3位未満切捨て)			
				(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)			
増減試験研究費の合計 (各連結法人の別表六の二(七)計)			「21」欄 試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」 ② 「区分番号」欄：「10620」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額				
増減試験研究費の額の計算 (1) - (5)	6		期	$((9) - \frac{10}{100}) \times 2$		17	
			税	(小数点以下3位未満切捨て)			
			額	(0.1を超える場合は0.1)			
増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7		準	当 期 税 額 基 準 額		18	円
			額	$(16) \times ((0.25又は0.4) + (17))$			
			の				
			計				
試験研究費割合の計算 平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	円	当	期 税 額 控 除 可 能 額		19	
			期	$((15)と(18)のうち少ない金額)$			
			調	整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額		20	
			整	(別表六の二(三)「7の①」)			
試験研究費割合の計算 $\frac{(1)}{(8)}$	9		法	人 税 額 の 特 別 控 除 額		21	
			人	$(19) - (20)$			
			税				
			額				
			の				
			特				
			別				
			控				
			除				
			額				